



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ナチズムの犠牲者としてのシンティ・ロマの位置づけ : 忘れられた犠牲者をめぐる考察
Author(s)	千葉, 美千子
Citation	Sauvage : 北海道大学大学院国際広報メディア研究科院生論集, 1, 2-32
Issue Date	2005-02-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35539
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p2-32chiba.pdf



ナチズムの犠牲者としてのシンティ・ロマの位置づけ ——忘れられた犠牲者をめぐる考察——

千葉美千子

「シンティ・ロマはユダヤ人のような激しい人種的危機にさらされていたんじゃない。だいたい犠牲者の数だってほんの 20,000 人程度じゃないか。それだって彼らの人間性や生活態度に原因があるとされていたんだ。だから彼らをユダヤ人と同等の犠牲者として扱うなんてできやしないよ¹」

本論考執筆の目的

本論考は、ユダヤ人に次ぐナチズム第二の犠牲者でありながら、80 年代に至るまで公的関心を抱かれることが少なく²、むしろ迫害の原因が彼らの「非社会性」にあったと言われ続けてきたヨーロッパ最大の少数民族シンティ・ロマに焦点を当てて、犠牲者としての位置づけについて考察していくことを目的としている。

シンティ・ロマはヨーロッパにおいて古くから「ジプシー」あるいは「ツィゴイナー」という他者によって付けられた蔑称³で呼ばれてきた国家なき少数民族である。彼らはエスニックグループであると同時に一定の地域との結びつきがないナショナルマイノリティ⁴であり、絶え間ない移動を政治的にも社会的にも強要され、定住が許されない状況におかれてきた。近世初頭からのヨーロッパ各地におけるたえまない激しい迫害とそれを当然とする人びとの意識は、長期にわたって積み重ねられてきた先入観の累積であったといえるだろう⁵。1427 年に書かれた『パリー市民の記録』では「ジプシー」について次のように言及している。

八月一七日の日曜日に一二名の馬に乗った男女がパリに現れた。縮れた真黒な髪の毛と褐色の皮膚の色、顔には傷(刺青か)があり、粗末な布一枚を肩にかけただけで、人が記憶しているかぎりでフランスへやってきた最もみすばらしい連中であつた⁶。

このほかにも「消え去るがよい。さもなければ、お前は死ぬ程酷使されるであろう⁷」という言葉がヨーロッパ全域に散在していたロマ民族に対して繰り返し用いられていたことから、彼らの流浪生活が決して民族の属性ではなく、歴史的・社会的に形成さ

れた事象であったとことが推測される。彼らに対する差別は、古くから辞書などによる言説でも明白であり、1935 年に出版された『ブロックハウス辞典』では「ツィゴイナー」について次のように説明している。

ツィゴイナーは文化的なものとそうでないものが混ざった集団である。彼らの生活には落ち着きというものがなく、またヨーロッパにいるにもかかわらずインドゲルマン語を話し、放浪生活を続けている。文明化が著しいこの時代に、ツィゴイナーはそうしたものを否定し、自らの本源的特質を失わずにいる⁸。

日本ではヨーロッパで一般的であった「ツィゴイナー」という蔑称はほとんど知られておらず、むしろ現在でも「ジプシー」という名称が浸透している。また、日本は「ジプシー」が居住していない世界でも数少ない国の一つ⁹であり、「ジプシー」という呼称が、未だその言葉の裏にある複雑な背景を意識せずに用いられることが多く、これまでその語源や意味について問題視されることはほとんどなかった。「ジプシー」の放浪性が彼らの特性であるかのように書かれた文献も多数見受けられ、たとえば『ふだん着のヨーロッパ史』（平凡社）では、民族としての「ジプシー」について次のように解説されている。

近年、巡礼などの特別な場合を除き、流浪の範囲はせまくなり、定住者もふえてきたが、本来ジプシーを他の定住民から分かつ最大の特徴は流浪生活にあった。放浪をやめ、地域住民に溶けこめば、彼らの民族としての特性は失われる。〔中略〕彼らの素顔は、サント・マリー・ド・ラ・メール(南仏カマルグ地方)のような巡礼地の祭日などで、仲間たちと共通の言葉で話すときくらいしかみられないといわれる¹⁰。

今日、ようやく日本の出版界では「ジプシー」という名称が蔑称であると認識され、使用が控えられつつあるが、実際には随所で偏見に基づいた表現が無意識のうちに用いられており、対応は不十分であると言わざるをえない。講談社は2001年に「ジプシー」に育てられた貴族の娘の物語である『フォスティーヌ』（原ちえこ作 全3巻）を発刊した。本作品は1978年に少女漫画誌で連載されていた作品の復刻版であるが、巻末にロマ民族が受けてきた差別に関する数行の説明と「作品中に当該の方々(ジプシー)への差別的表現は含まれておりませんでしたので、原作品を生かす形で刊行いたしました」と注意書きがあるものの、台詞には「(ジプシーは)ひとつの土地にいつまでもと

どまっではいられない」、「ジプシーに育てられたから字も読めない」、「ジプシーはいやなおいがする」などといった表現が随所で用いられている。このように、日本では「ジプシー」という言葉がもつ幻想的な響きが人びとのイマジネーションを誘発し、小説¹¹や漫画などで用いられる一方で、差別的表現への問題意識は「反差別国際運動日本委員会¹²」の活動を除き、皆無に等しい状況であった。背景には彼らの実像に迫ったメディア報道がほとんど行われていないことも大きく影響しているように思われる。従来の百科事典などによる解説もまた事実在即しているとは言い難く、偏見に満ちた内容だと言わざるをえない。たとえば1957年に出版された『世界大百科事典』（平凡社）では、「ジプシー」の生活について次のように言及している。

彼らは昔から歌舞音曲師、ばくろう、かじ屋、うらない師、どろぼうとして聞こえている。また彼らは生来すぐれた音楽的才能をもっている。〔中略〕ジプシーのどろぼうも有名であるが、彼ら自身はこれを犯罪とっていない。家畜や装身具を平気で盗むその習性は、山野に採集生活をしていた放浪民の生活慣習の残存であろうといわれている。〔中略〕その職業は一般に土地の民族に対して寄生的であるが、文化の比較のおくれた地域では手工業者として村の生活に必要な存在である。〔中略〕ジプシー族はいたるところで、とくにその放浪性のためにきらわれ、各国はその定着化につとめたが、十分に成功しなかった。近来都会に居住するものがやや増加したが、彼らは自分の種族との関係をうとくし、しだいにその土地の社会に融合している¹³。

『世界大百科事典』における「ジプシー」への記述に変化があらわれたのは1988年以降のことである。解説から「どろぼう」に関する記述が削除され、それまでの「移動と放浪はその本来の生活である」という表記が「彼らは定住しなかったが、定住させてもらえなかったというのが真相かもしれない」という表現に改められた。差別と迫害について次のような解説が追記されたこともまた、「ジプシー」に対する認識が改められたことを示唆しているように思われる。

1933年からのナチスによるジプシー絶滅政策ほど徹底的なものはなかった。ジプシーの存在はドイツ人の純潔をそこない、ドイツ社会を墮落させてしまうと考えたナチス政府は、ユダヤ人とともにジプシーを大量処刑することに踏み切った。アウシュヴィッツその他の強制収容所で殺されたジプシーの数は50万に上っている。この暴挙は、補償問題など今日まで尾を引いているが、逆に彼らの民族的自覚と団

結を促すことにもなっている¹⁴。

日本におけるシンティ・ロマに関する研究は、これまで言語や音楽に関する分野について一部の研究者たちによって行われてきたものの、歴史学・社会学を基軸とした研究が発表されるようになったのは 80 年代以降のことであり、主として金子マ・ティン(日本女子大学)、小川悟(関西大学)、井上勉(徳島文理大学)らによって行われてきた。また石田勇治(東京大学)を中心としてはじめられた「ジェノサイド研究¹⁵」を通じて、今後明らかにされる事実も多いと思われる。ドイツにおいてもシンティ・ロマがナチズム支配下でおかれていた状況に関する研究は「歴史の闇」と言われてきた部分のひとつであり、未だその取り組みには一面的な部分が多く見受けられると言わざるをえない¹⁶。また研究が遅れてはしまっただけではなく、その重要性に対する認識がユダヤ人を中心としたホロコースト研究に比べて一段低くおかれてきた状況が、ナチズムによって構築された人種的偏見や差別が現代社会に引き継がれた一因であるように思われる¹⁷。筆者はこうした、同じナチズムの犠牲者でありながら、補償問題を含めた戦後の取り組みにヒエラルキーが作り出されている問題点に着目した。

敗戦後のドイツは、ナチズムの過去を問い直す過程で、マイノリティに対する当時の偏見やステレオタイプが戦後社会に継承されたままであったこと¹⁸を長い間見過ごしてきたように思われる。本論考においてはシンティ・ロマに対して抱かれてきた従来のネガティブなイメージが、彼らの犠牲者としての位置づけに誤った方向性を与えている問題に焦点を当て、諸説を比較検討していくことを目指している。方法として具体的にはまず、ユダヤ人が中心に据えられていた従来のホロコースト研究の問題点やマイノリティとしてのシンティ・ロマについて考察し、ナチズムが従来の言説を大衆の偏見を助長するためにどう利用してきたかについて分析を行う。また、ナチズムの政策がユダヤ人の絶滅を基軸とし、その他の犠牲者については偶発的な出来事であったという見解について考察すると共に、アウシュヴィッツ強制収容所のガイドである中谷剛氏の意見や 2004 年 9 月上旬に訪問したハイデルベルクの Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma¹⁹ (ドイツ・シンティ・ロマ・資料文化センター) で得られたインタビュー証言を活用して、問題点の所在の明確化を試みていくこととしたい。

1. ホロコースト研究の動向

ナチズムに関する論争は、最終的には記憶をめぐる論争である。ホロコーストにおける集団的記憶の形成は、生き抜いた人びとだけではなく、その後を生きるものたち

によって共有されなければならない。言い換えれば、外部の他者たちによって共有されることがなかった記憶は、歴史から忘却されてしまうのである²⁰。歴史認識を記憶と呼ぶことへの妥当性については研究者の間で意見が分かれているものの、本論考においてはフランク・ニンコピッチ(セント・ジョンズ大学)が提唱した「個人的経験と歴史的教訓と文化的に獲得された特質が混合された理解の形態²¹」に依拠した、歴史的解釈の中間領域におけるホロコースト研究について考察していくこととしたい。

記憶の形成にはさまざまな社会的心理的要因が影響を与えていると言われるが、ドイツの人びとがホロコーストを記憶し続けていく上では、ホロコーストについて話し合うだけではなく、社会の中でどのように記憶を共有していくかといった思考の連続性が求められてきた²²。その根底を成すのは「誰が加害者で誰が共犯者なのか。誰が犠牲者なのか。ごく普通のドイツ人はホロコーストをどう見ていたのか²³」という普遍的な問いかけである。個々人の直接もしくは間接体験に依拠して形成されたホロコーストの記憶は、体験の次元が同根でありながらナチズム以外の加害者が不在となる歪んだ構図をつくり出してきた。すなわち、ナチズムの蛮行を傍観していた当時の人びとの多くが、自らを「国家の犠牲となった国民」と位置づけ、加害者としての記憶形成を拒絶したのである。共通体験の中からいずれの出来事を記憶にとどめ、何を忘却するかといった取捨選択は、人それぞれにとって重要な心理形成過程であるだけでなく、集団や民族の価値感の共有においても大きな影響を与え、その出来事を集合的記憶の一部として同化させる上での決定的な意味づけを与える役割を果たしてきた²⁴。記憶はまた、その度合い、すなわち細部に至るまで詳細に記憶するか、曖昧にとどめておくかといったウェイトづけを可能にする行為である²⁵。ドイツ人の国民的アイデンティティ形成の過程では、ホロコーストの記憶が重要な位置を占めてきたが、記憶には一定の容量があり、その許容量を超えたもの、もしくは収めたくないものについては、忘却・消去が可能となる危険性が含まれている。すなわち、記憶に残すか否かの判断は現代を基点とした事象の重要性に大きく左右され、歴史の記憶はしばしば社会の価値観の変容に応じて再構築することができるのである²⁶。

今日でこそ、ナチズムはドイツ史ひいてはヨーロッパ史全体の潮流において集合的記憶として位置づけられているが²⁷、ホロコースト研究は比較的最近の現象であり²⁸、また、どのようなホロコースト研究にも潜在的な修正主義が含まれている²⁹。従来、ドイツの保守派はホロコーストをナチズム特有の産物ととらえる傾向があり、ナチズムは1930年代、1940年代という特定の歴史的状況と切り離せないものとする見解を示してきた。言い換えると、ホロコーストという点をドイツ史の連続性上の線に結びつけることは不可能だとみなされていたのである³⁰。戦後ドイツはナチ時代の過去を

直視しない傾向が強く、ナチ犯罪はしばしば意図的に、あるいは無意識のうちにただの戦争犯罪のひとつとして語られることが多かった³¹。誰もが無言の当事者あるいは目撃者と化し、直接的な関わりを否定したのである。こうした相対化による責任逃れは、近年ナチズムによる犯罪行為を従来の戦争犯罪と同一視することによって加害者と犠牲者を混同させ、強制的和解を試みようとしている一部の研究者たちにも見受けられる大きな問題のひとつである³²。また戦争直後には、冷戦の始まり、経済的・物理的に荒廃したヨーロッパ大陸を再建する必要性、そしてナチズムの蛮行を傍観していた人々のやましい心といった、大量殺戮に関して沈黙を守ることを促す重なり合う諸要因があった³³。同時に国の再建に力を注ぎ、一刻も早い政治的安定を目指していたドイツにとって、過去に問題のある人物やグループを新しい体制に組み込んで活用する³⁴ことも必然だったといえるだろう。当時のジャーナリズムもまた、ナチズムを歴史の宿命や不可解さと結びつけ、どちらかという神秘化するような考察を行う傾向が強かった³⁵。とりわけ、殺されたユダヤ人は太古にあった犠牲としての殺戮と同様、ある種のヒロイックで聖なる存在へと転化されたのである³⁶。

戦後初期における公的記憶の形成に大切であった時期、ドイツでのナチズムに関する論争は、「罪の問題」を全面に押し出すものであった。その際の「罪」とはナチズム支配下におけるドイツ人の罪、すなわち「第一の罪³⁷」を意味しており、ヒトラー政権下における全国民、教会や一定の社会層に帰せられることはあったものの、最終的には第三帝国の個々の幹部に押しつけることを常としていた³⁸。しかし実際にはナチズムの蛮行を黙殺していた己を否定することによって自分達の罪を心理的に抑圧した「第二の罪³⁹」が、戦後のホロコースト研究への取り組みの遅れに大きな影響を与えることとなったのである。そしてナチズムの蛮行や大勢の人々がガス室で亡くなったこと、生き残った人々の多くが精神的にも道義的にも廃人同然になったことが人々の記憶から消されていった⁴⁰。すなわち、こうした普通の人びとによって無意識のうちに行われた記憶の選別が、犠牲者間のヒエラルキーを生じさせた一因となったのである。

1950年代から60年にかけて西ドイツは奇跡の経済復興を遂げたと言われている。しかし歴史学においては、ナチ時代を「歴史の逸脱」と捉え、正面からナチズム研究に取り組む努力が回避された時代であった。当時ドイツを占領していたアメリカを中心とした連合国は、ナチ・ドイツの指導者と国民を区別して⁴¹、前者の責任のみを追及すべく旧ナチ党員の公職追放(非ナチ化政策)、再教育、戦犯裁判の遂行を試みた。しかし膨大な資料の分析は煩雑をきわめ、早くも1946年3月に非ナチ化政策の主導権はドイツ人に委譲されたのである。主権委譲によって非ナチ化政策は当初連合国が意図

した首尾一貫したものとならず、結局ナチズムを反省する契機というよりはむしろ、第三帝国のエリート官僚たちのほとんどをナチズム時代と同じか、それ以上の地位に復職させる免責プロセスとなっていた⁴²。また、連合国はナチ体制を支えた国民の政治的道義的責任を重視していたが⁴³、ナチズムの蛮行を多かれ少なかれ理解していた人々、すなわち目撃者、主犯、共犯者そして傍観者といったあらゆる立場の人々は集団的沈黙を守ることににより⁴⁴、ドイツ人であることの重荷から逃れようと懸命であった。当時の人々にとって回復不能な過去を背負うことになったドイツは「ナチスによって最初に占領された国」であり、ナチスの人種政策はあくまでも「ドイツに対して実行されたもの」だったのである⁴⁵。歴史家たちのナチズムに対する意識も同様に低いままであり、ホロコーストはもとよりナチ時代のドイツを研究対象とする気運もなかった。当時の研究者たちの眼差しがナチズムに向けられていなかったことは、戦後 15 年間に出版された「最終解決」に関する研究がたった二つ⁴⁶であったことから明らかである。ホロコースト研究は、主として生き延びたユダヤ人によって行われていたが⁴⁷、他国でもまた、数少ない生存者が回顧録を書いても、関心を引くことはほとんどなかった⁴⁸。こうした過去への無関心は、大半の人々が自分自身の窮状と取り組むことで精一杯であったという当時の事態からのみ説明できるものではなく⁴⁹、原因や動機はもっと心の闇の部分にあったように思われる。たとえば、ナチズムに関する本格的な研究が戦後すぐ開始されなかった要因について、『ホロコースト大事典』では次のように分析している。

戦後初期は、大量殺害に関する証拠を体系的に収集する人はほとんどいなかったし、博物館を建てたり記念行事を起こす人はいなかった。生存者は、剥奪と苦難の年月から肉体的・精神的に回復しなくてはならず、終戦時にいた難民キャンプの外に自分たちの新しい生活をつくり出さなくてはならなかった。連合国政府にとって、この災厄は戦争のたんなる付随的事件にすぎず、彼らは復興と再建の問題に没頭していた⁵⁰。

しかし個人的には負い目のない世代の成長に促される形で、ナチズムという過去への体系だった取り組みが可能になった⁵¹。ドイツの歴史学界でナチズムをドイツ史の連続面において捉える視点が打ち出され、ナチズム研究が本格化するのは 1960 年代のことである⁵²。とりわけ 68 年以降、戦後世代の若者たちはナチの過去を引きずりながら、これに頼かむりしてきた戦中世代を激しく告発し、歴史認識をめぐる世代間のギャップを大きく浮き彫りにした。政治の場でも、大学・学校・職場・家庭でも、過去

を告発する動きが野火のように広まったことを契機として、連邦共和国と内包したナチ時代とのつながりが暴露され、戦前世代の信用は失墜したのである⁵³。このような社会の動きと相まって、ドイツの研究者たちによる歴史研究と司法訴訟は「過去の克服」を進める車の車輪のように進展し、従来のヒトラー中心主義的な歴史解釈は全面的に修正され、ドイツ社会の各階層、種々の利益団体とナチズムの関係が浮き彫りにされた⁵⁴。ホロコーストは非ドイツ的な現象であり、ドイツ史との本質的な連続性を否定していたそれまでの伝統史学は排除され、ナチス・ドイツは前世紀以来のドイツ帝国主義の延長上に位置づけられたのである⁵⁵。70年代以降はナチズムに関する重要な学術研究や生存者の証言を元にしたオーラルヒストリーの編纂が活発になり、やがて80年代には日常史研究という新しい歴史学の地平が切り開かれた。ナチ時代の日常生活、迫害の実態がミクロの視点から明らかにされていったのである⁵⁶。ホロコーストがドイツ史上、例外であるか否かにかかわらず、自国で起きたという事実を闇に葬る態度は、自国の過去に真摯かつ率直に向き合うことを否定する行為⁵⁷だと、人びとはようやく気づいたと言えるだろう。しかしそれでもなお、ユダヤ人とそれ以外の犠牲者に対する研究への取り組みの違いは歴然としていた。言い換えれば、殺害されたユダヤ人以外の犠牲者の運命は、ドイツの歴史家たちにとって重要な研究テーマとなり得なかったのである。連合国によって組織された裁判法廷において、重要な立証条件のひとつであった目撃者による証言についても両者に大きな隔たりがあった事実について、『ホロコースト大事典』では次のように言及している。

個人の証言の形でヨーロッパ・ユダヤ人の虐待・虐殺に関してはよく記録されているが、たとえば精神的肉体的障害者、同性愛者のような他のホロコースト犠牲者の運命に対する報告は少ないのが現状である⁵⁸。

同じナチズムの犠牲者である障がい者、シンティ・ロマ、同性愛者、ポーランド人捕虜といった人々は「忘れられた犠牲者⁵⁹」と呼ばれ、犠牲者としての社会的認知を得ることが戦後長い間難しい状態におかれていた。こうした集団にむけられた迫害行為はあきらかに質的、量的に大きな相違があったことはまぎれもない事実である⁶⁰。しかし彼らは、生前は「非アーリア人」あるいは「社会的に価値が低い」とみなされ差別されただけではなく、死後もまた「ユダヤ人」と異なる位置づけを与えられるべく選別され続けた。無意識にあるいは意図的に死者を選別してきた公共の記憶(パブリック・メモリー)は、哀悼の表明者自身が多くの場合いかにエスノセントリックであるかということを示唆しているように思われる⁶¹。

ナチズムに対するドイツの取り組みが大きな転機を迎え、彼らに関する研究が積極的に行われるようになったのは、補償問題の遅延が当事者の側から要求が生じるようになった 80 年代以降のことである。言いかえると、「忘れられた犠牲者」にカテゴライズされた人々のほとんどは戦後 30 年以上もの間、歴史から巧妙に削除され、本来受給する権利があった補償の対象外となっただけではなく、犠牲者としての社会的認知を受けることさえ難しい状況におかれていたといえるだろう。このように同じナチズムの犠牲者でありながらユダヤ人以外の人々に対する社会的認知が遅れた要因のひとつとして、非ユダヤ人の犠牲者グループに対する一般の人々の罪の意識は希薄であったこと⁶²が挙げられる。たぐい稀な文化を有していたユダヤ人への無差別殺人がドイツ、ひいてはヨーロッパ全体の文化喪失として論じられたことに比べ、他の殺された人々については、ほとんど触れられないか、触れられても義務的な感じを免れなかった。ドイツにとってのホロコーストとは、あくまでもヨーロッパ・ユダヤ人に対して行われた迫害・絶滅政策を意味しており、きわめて排他的な概念だったのである⁶³。こうしたその他の犠牲者に関する言及の少なさについては、筆者が訪問した Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma でも研究されており、本論考においても適宜言及していきたい。また、「ホロコースト」ならびに「ショアー」というナチズムを象徴する外来語が概してユダヤ人虐殺を意味するものとして解されてきた結果、それ以外の犠牲者が総じて「その他」という範疇にカテゴライズされてきたことも一因であろう。ユダヤ人は、まぎれもなく犠牲者の間における最大の単独集団である。しかし一方で、ナチズムの犯罪を検証する上ではユダヤ人以外の犠牲者集団に対する考察も不可欠であったことについて、あまりに多くの人々が見過ぎてきたと言わざるをえない。

ホロコーストから生還した人びとの記憶が集合的というよりむしろ、個々人の体験があまりにも異なっていたために断続的となっていることもまた、複雑な要素が絡み合ったナチズム政策の本質が表れているように感じられる。ナチズムの強制収容所体験者の記憶に関する分析という分野においてもまた研究が進められており、たとえば、Langer Lawrence(イエール大学)は次のような分類を行っている。

1. 「収容所の記憶はそのようなものであったはず」との「社会的共有の記憶」から、体験者の記憶が自由になっていない状態を表した「深層の記憶」。「社会的共有の記憶」が体験者の記憶や証言に影響を及ぼし続けたり、それに依存する記憶状態を呼び起こす。

2.体験者が自分を収容所犠牲者(死者)と同一視する「苦難に満ちた記憶」。その結果、生還した体験者が「自らの史実」を創造することになり、最終的に証言者自身が「その証言を自分でも信じられない」と告白するケースになることすらある。

3.死体の運搬、焼却炉の灰の片づけや人肉食など、非体験者の想像をも絶するような体験によって形成された体験者の「自尊心を傷つける記憶」。収容所元被拘禁者が体験した史実に対する一般的な「敵意」(懷疑)こそが、そのような記憶状態を呼び起こす主たる根源となっている。

4.自分がまだ生存していること自体、収容所で死んだ身内・同胞に対する犯罪行為に等しいと体験者が感じたり、収容所内での自分の体験を、それを体験しなかった人間と決して分かち合うことができないと考えたりする結果、体験者の現人格と過去の人格とが離間している状態である「不名誉の記憶」。

5.収容所内で体験した衝撃的事実が体験者を落胆させる記憶である「非英雄的な記憶」。例えば、自分が生き残るために他の収容者の食事を横取りしたなど、自分本位な行動の記憶などがそれに属する⁶⁴。

いずれにせよ、ホロコースト体験の傷は、生還者の心理と記憶にさまざまな影を落とし続け、犠牲者間の中で記憶を分かち合うということが極めて困難な状態におかれている、また、ナチズムは収容所内において絶対的支配を進める一方、被迫害者集団の間に厳格なピラミッドを作り、収容所内においてさえヒエラルキーをもたらした。収容所の日常生活におけるさまざまな場面で、グループ同士の対立が生じていたこともまた、公文書や生存者の証言から明らかにされている⁶⁵。極限状態におかれていた人びとにとって、迫害者の思想を少しでも受け入れ実践することが生きのびる術だったと推測することは容易である。迫害者と被迫害者の間で紡がれた糸は不揃いの編み目を織りなし、分かちがたい癒着を引き起こした⁶⁶。しかし数の大小や蛮行の度合いを理由として、他の犠牲者集団の被害を軽くみたり、あるいは見逃してしまう結果をもたらすことなど決してあってはならない⁶⁷。

現在でも一部のユダヤ人口ビイストたちは、ナチズム政権下で最もひどい処遇を受けたのは自分たちであるとして他の犠牲者との相対化を避ける見解を示している。こうした傾向は、間接的にナチズムの影響力が継続していることの表れであるように思

われ、たとえば次のような慰霊碑論争に象徴されている。

1992 年、ドイツでナチズムの犠牲者追悼の意味を込めた慰霊碑の建立計画が発表された。しかし、あるユダヤ人口ビストが「慰霊碑が総括的なものであっては意味がない」ことを理由に、同じ敷地内における他の犠牲者の慰霊碑建立に否定的見解を表明をした。他の犠牲者の関係者(当事者・遺族)たちはそうした発言を非難したが、現実には賛同の声の方が多かったようである。1995 年にはドイツ・シンティ・ロマ中央委員会議長であるロマニ・ロゼが「ホロコーストの慰霊碑は犠牲者すべてを表象するものでなくてはならない」と提案したのに対し、ユダヤ人口ビスト側は「宗教的理由もあり、我々の慰霊碑は唯一無比のものでなくてはならない」という従来の主張をくり返した⁶⁸。

なお、7 年後の 1999 年、ドイツ連邦議会は首都ベルリンのブランデンブルク門側にユダヤ人のみを対象とした慰霊碑の建立を決定した⁶⁹。慰霊碑問題については筆者が訪問した Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma においてもドイツ国内の新聞記事を集め、動向に注目している。「(日本ではあまり耳にすることがない)慰霊碑建立をめぐって、なぜこのような論争が犠牲者間で長年にわたり続くのか」という筆者の質問に対し、ある研究員は「慰霊碑は追悼を意味するだけではなく、今生きている我々が過去にあった出来事を忘れないため、そして未来に語り継いでいくために必要なものである。だからこそ曖昧にすませることが許される問題ではない」と言及していた。

犠牲者間に生じた心的距離に関する問題は、当事者以外にはわかりかねる極めて難しい研究分野のひとつである。しかし戦後社会におけるユダヤ人とそれ以外の犠牲者に対する位置づけや、戦後補償において生じた差異の問題を考えると、ナチズムの研究を多面化していくうえで欠くことができないテーマであり、今後その重要性が一層増していくように思われる。本論考においてはユダヤ人とシンティ・ロマの迫害の相対性の可否を論じているヘブライ大学(イスラエル)の退官教授である Yehuda Bauer の見解を中心に、ナチズム第一の犠牲者であるユダヤ人と第二の犠牲者であるシンティ・ロマの間にある距離について考察していくことを目指している。併せて、90 年代に発表されたポーランドの社会学者である Slawomir Kapralski、自らもロマの出身でテキサス大学を拠点としてロマ研究や人権問題に取り組んでいる Ian Hancock、ならびにシンティの人々のホロコーストの記憶に関するインタビューをまとめたユダヤ人作家 Toby Sonneman らの諸説も適宜検討していきたい。

2. マイノリティとしてのシンティ・ロマ

シンティ・ロマはこれまで他の民族に戦争を挑んだり、政治目的による権力掌握を試みたことがなかった⁷⁰にもかかわらず、伝統的に強い差別と偏見にさらされてきたマイノリティである。ヨーロッパの多くの文学作品において、作家や詩人たちはシンティ・ロマの流浪生活をロマンチックに歌い上げ、固有の文学的かつ社会的理念をつくり出してきたが、それは漂白の本質を問うものではなく、あくまでも彼らの生活の一部を切り取り、美しく理念化した幻像にすぎなかった⁷¹。彼らが社会のマージナルグループとして常に迫害や差別にあわねばならなかった事象については、ほとんど見過ごされてきたのである。

シンティ・ロマに対する偏見が続く要因のひとつとして、彼らを犯罪集団のように論じてきた従来の言説が大きな影響を与えてきたように思われる。たとえば、1956年に刊行された『グリム辞典』では彼らの日常について次のように記述している。

ツィゴイナー(シンティ・ロマの蔑称)は1417年頃にはじめてドイツに流入してきた集団である。彼らは物乞いをして生計をたてているが、ひどいものになると泥棒や強奪、人さらいさえ行っている⁷²。

20世紀初頭になっても彼らに対する不信の目は変わらず、しばしば不誠実、怠惰、不潔、無知というレッテルを貼られ、社会のマージナルグループとして位置づけられてきた。彼らの母語であるロマ二語が口承言語であったこともまた、隠語を操る謎めいた集団とみなされる一因であったように思われる⁷³。

戦後、多くのシンティ・ロマはヨーロッパ東部に帰還した。しかし東、中部ヨーロッパにおいてシンティ・ロマは、エスニック・グループではなく同化政策が必要な社会集団として定義され⁷⁴、さまざまな差別的行為が公然と実施された。たとえば1950年代以降、共産圏の国々の中ではじめてポーランドは放浪生活を続けるロマの人びとに住居と食を与えてその統合を試みた⁷⁵。その際には黨員になれという命令を当局が施行していたことが明らかにされている。権力の圧力に屈することなく自らの伝統を守ろうと抵抗した人びとに対しては、嫌がらせも絶えなかった⁷⁶ようである。その後もシンティ・ロマの人びとに対する当局の厳しい取り締まりは続き、1964年には幌馬車隊を組んでの移動は禁止され、登録が義務づけられ、集会や会合の規則を厳密に適用した、まさに彼らを煽動すべく作られた居住法が施行された。しかし定住化に伴い地元住民との紛争という新たな問題が頻発し、1980年代以降は数百人の人びと

の国籍が剥奪され、国外追放を命じられている⁷⁷。90年代に入っても彼らに注がれる社会のまなざしは決して温かいものではなかったが、2000年にポーランドに居住するロマの人びとが自らの手でロマ歴史協会を設立し、伝統や歴史を文献に残すことで、社会にロマ民族のことをよりよく知ってもらおうとする試みが始まったことも併せて述べておきたい⁷⁸。このほかにも(特にスロヴァキア東部で広く実行されたものであるが)病院で女性が出産した際に、女性本人への告知なしに不妊手術を施されていたことなどが明らかとなっている。東欧共産主義が崩壊した1989年以降、民主化革命を機に台頭した民族主義は、シンティ・ロマに対する襲撃を一層加速させたようである。特におよそ30-50万人のロマが暮らすといわれるチェコでは、89年以降、数百人のチェコ系ロマが人種主義的暴力行為の対象となり、少なくとも10人以上が亡くなった。ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会副委員長のジャック・デルフェルドは同国での問題について「襲撃や傷害事件の日常化とそれに対する国家や司法の無策が、居住環境や労働状況をさらに悪化させ、故郷を離れて海外にまで避難所を追い求める結果を引き起こしている」と分析している⁷⁹。このほかにも同国では、意図的に編集されたカナダで幸せに暮らすロマの人々のルポルタージュを民放テレビで放送し、自治体によってはカナダへ移住する場合は航空運賃の三分の二を負担するといった移住政策を打ち出した。結果的に大量の移民の受け入れに苦慮したカナダはチェコとのビザ撤廃協定を廃止するに至るなど、国家レベルにまで問題が波及したこともあわせて述べておきたい⁸⁰。また、東欧で居場所を失った人びとの多くが流入した西側においても、右派からは東側から不当に侵入してくる極貧者の群れとして、一方リベラル派にとっては「犠牲者」や「難民」と同一であるとみなされ⁸¹、「よそ者扱い」されることが常であった。

彼らの起源には諸説があるものの、現在はインドに端を発し、14世紀から15世紀にかけてヨーロッパに到来したというのが通説である⁸²。しかし実際には多数の神話や伝説が残っていること⁸³と名称についていくつもの共通項が見受けられるほか、彼らの母語であるロマ二語がインド起源に違いない⁸⁴ということを除き、確かな証拠は残っていない。また実際にシンティ・ロマの文化的伝承のうちどれだけが彼ら固有であるかについての判断は困難を極めている。たとえばそこに住む人々の隣人として、比較的早い段階から定住生活を営むことができたロマ・グループは、民俗伝承の分野において日常的に接触する外部社会の文化の諸要素に順応し、それらを自らの文化や価値体系に組み込んでいたのである⁸⁵。

彼らは自らの総称をロマ民族であると定義しながらも⁸⁶、15世紀初頭からその存在がドイツで確認されているシンティ、中部ヨーロッパのマヌシュ、南西ヨーロッパ

のカレー、東部ヨーロッパのカルデラシュなどにグループ分けしている⁸⁷。現在、彼らのほとんどがヨーロッパ全域にわたって定住していると言われているが、彼らのアイデンティティの結びつきの強さについて井上勉（徳島文理大学）は次のように分析している。

現在ヨーロッパ全域にわたって散在しているさまざまなロマのグループは、自分たちとロマでない人間(非ロマ。ロマは非ロマをガージョ、ゴールジョ、パーヨなどと呼ぶ)との間をきっぱりと分け隔て、また自分たちとは別のロマ・グループに対しても相違を強調しがちである。しかし種々のロマ・グループが互いに自分たちを他から区別するとしても、アイデンティティに共通するところがあることは認める。その共通のアイデンティティは習俗・慣習であり、言語である。また苦難の歴史を経験してきたことでも共通している。ヨーロッパのロマ・グループは移動の過程で滞在先、移動先での住民とのさまざまな接触やそれぞれの地でのさまざまな経験によって次第に相互に他のグループとの相違を示すようになっていった。[中略]しかしそれでも彼らはロマであり、自分たちはロマでない人間とはっきり違っていると認識しており、他方、ほかのロマ・グループの人間とは類似点があると考えている。そのように感じ、考えるその根源は、ヨーロッパの奥深くへ向かって移動を始める前は一つの共通の言語を話す一つの民族であったということにある。[中略]今後シンティ・ロマが国境を越えた統一的なロマ民族としてのアイデンティティをどのようなものとして形成していくかは、各グループが住んでいる国々で彼らを取りまく状況やヨーロッパ統合の行方、またロマ民族としての政治戦略に関連している⁸⁸。

今日ヨーロッパにおいてシンティ・ロマという名称は一定の市民権を獲得し⁸⁹、一つの固有名詞となりつつあるが、実際にはシンティとロマの間にも大きな隔たりがあり⁹⁰、彼らは相互に排他的であると言われている。この理由について小川悟(関西大学)は次のように言及している。

シンティとロマの間には微妙な意識上の相違がある。この相違は、民族的同一性の埒外のものと思われる。この相違は、それぞれが定住している地域の生活文化の相違によるものであろう。また、市民権を持った定住者と非定住者との間の意識の相違も、おそらく指摘することができるだろう⁹¹。

このほかにも歴史家である Wolfgang Wippermann が「15 世紀初めにインダス川のほとりを出発し、ドイツにたどりついた「ジプシー」は自らをシンティと呼び、19-20 世紀にかけてやってきた人々は自らを「ロマ」と呼んでいた。彼らは 400 年以上も離れていたのだから違って当然である⁹²」と言及しているように、本来同一の民族でありながら、それぞれが異なる文化の担い手となってしまったことが両者の関係を一層複雑にしている要因であると考えられる。

シンティとはドイツ語地域に長く住む「ジプシー」であり、彼らによれば「ロマ」とは東ヨーロッパ出身の「ジプシー」すべてを、あるいは事実上シンティではない「ジプシー」すべてを指している。一方、ロマもまた同様にきわめて包括的に西ヨーロッパの「ジプシー」すべてをシンティと呼ぶかに見える⁹³。また「ロマ」は、ドイツ語圏外では、少数民族全体を現す総称として使われている⁹⁴。戦前、シンティはドイツ国内に散在していた「ジプシー」グループの中で最も大きな集団を形成していたが、戦後はロマのグループの方がシンティの数を上回った。両者の複雑な関係についてユダヤ人作家であり、ナチズムの犠牲者としてのシンティ・ロマに関する著作"Shared Sorrows"(University of Hertfordshire Press)を 2003 年に発表した Toby Sonnenman は次のように言及している⁹⁵。

シンティとロマが互いに敵対視する関係は、たとえば中世以降、ドイツついで東欧に移住したユダヤ人「アシュケナージ」とスペインついで北アフリカに移住した「セファルディム」の関係に似ている。両者は起源や宗教といった共通するエスニシティを有しながら、言語、習慣、ライフスタイルを異にしており、互いに反目しあっていた。

しかし社会における反ユダヤ主義が高まるとともに、両者の間柄は団結に転じたのである。ナチズムによる反「ジプシー」政策が無差別なものに転じたとき(少なくとも当初は社会的に適応しているか、純粋な「ジプシー」だと認められたものについては例外扱いされていた)、それまで互いに似て非なる者と感じていたシンティとロマはしばしば協力し、助け合った。

このほかにも、ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会議長であるロマニ・ロゼはシンティの方がロマよりもはるかに良い生活をしているため双方の関係が難しいこと、ある「ジプシー」の他の「ジプシー」に対する態度が、結果として「ジプシー」以外の人たちへの態度よりも悪い場合が見受けられることが不幸のひとつだと言及している

⁹⁶。とりわけ、彼らの母語であるロマニ語を失ったグループに対するまなざしは冷ややかであり、このことは彼らとのかかわりを否定してはばからない事象にあらわれている⁹⁷。また、ロマ民族にはグループそれぞれの「自画像」というものがあり、各人が「自分たちこそが本家本元のジプシーである」と自覚している節があることも双方の関係が難しい一因であると思われる⁹⁸。たとえば、伝統的にロマの人々が多いといわれるオーストリアで生まれたシンティの女性、ローザ・メットバッハは「ロマについてどう感じているか」という質問に対して、次のように回答している。

私はロマが嫌いです。私たちをロマと呼ぶことは侮辱なのでやめてください。私たちはシンティです。ロマの人々にはプライドというものがありません。シンティはあの人たちと何の関係もないのです⁹⁹。

シンティ・ロマという総称で呼ばれることに対する当事者の心理的葛藤の背景には、両者がヨーロッパにおいて共存してきたのではなく、むしろ異なる社会生活を営んできたことと深く関係しているように思われる。たとえば、現在ドイツに少なくとも 60,000 人いると言われているシンティは、1400 年代頃からヨーロッパ北部に居住していた。シンティの多くが経済的にも安定しており、自らの文化を定住生活の中へ融合させることに成功していたため、彼らはナチズムによる迫害に合うまで、自分たちはドイツ人と同等の市民権を有していると感じていた。すなわち、シンティは自らをロマではなくドイツ人と同じ立場にあると認識していたのである¹⁰⁰。一方、東欧からその多くが流入していたドイツのロマは、シンティとは対照的に経済的に困難な状況にあった。しかしシンティの心情は、ロマの人々の境遇に心を寄せるというよりは、むしろ彼らの行動を懸念する意識が強く働いていたようである¹⁰¹。特に自ら働くことを選ぶシンティはロマの女性による物乞い行為を忌み嫌っている。シンティにとって物乞いは、シンティ・ロマ全体の評判に傷をつけ、外部の人たちに偏見を抱かれる行為と感じられるのである¹⁰²。こうしたドイツで一部のロマによるスリや物乞いといった行為がシンティ・ロマ全体に与えている影響について、ホロコーストから生還したシンティの女性であるフィロメナ・フランツは次のように言及している。

東ヨーロッパから(西側に)流入したロマの多くは生き残るために物乞いをしたり、自分の子どもたちに盗みをさせなければならないような窮地に追い込まれています。そのようにしなければロマたちが生きていけないという現実、それは本来ド

イツが恥じるべき問題なのです。[中略]そのロマの亡命者たちを救おうともせず、それらの人々が引き起こす些細な事件を大々的に報道し、それによってシンティを含むロマ民族総体に対する差別感を煽っているのです¹⁰³。

シンティ・ロマはひとつのまとまった地域にではなく、ヨーロッパ全域に散在している民族であることから、内部で地域ごとの相違する事情によって彼らのアイデンティティの選択・形成は今後多分に政治的、文化戦略的になるものと考えられ¹⁰⁴、ある一面だけを切り取って全体像とみなすことは避けられなければならない。ある意味、彼らは生き延びるために常に適応を重ね、自分たちの「民族的」アイデンティティを手直ししなければならなかったのである¹⁰⁵。一方で、彼らの自らと他者を強く区別する行動が逆に他者からの理解を困難にしている可能性は否定できない。とりわけ一部の経済的に窮乏しているロマたちにみられる「自分たちは豊かな人たちから何かをもらっても当然な立場にある」とする態度¹⁰⁶は、フィロメナ・フランツの証言からもわかるように、シンティ・ロマ全体に対する偏見を助長していると言えるだろう。今後マイノリティとしてのシンティ・ロマについて考察する際には、言語を含めた彼らの家族や社会に対する考え方など、彼らの文化、エスニシティについて理解することから出発することが必要である。また、受け入れ側の社会によってマイノリティが文化的存在あるいは社会集団とみなされているなど、受容度が異なっている点¹⁰⁷に着目し、彼らが民族的エスニシティであるのか、移民・難民として社会のマージナルグループに位置づけられた社会的エスニシティであるのかといった個々の背景について慎重に検討すると同時に、「同化」ではなく実像に即した「統合」の道を模索していく必要があるように思われる。

3. ナチズムの犠牲者としての位置づけをめぐる考察

ナチズムの犠牲者としてのシンティ・ロマを考察していくにあたり、まずはじめに本領域の研究が今日にいたるまで不十分なままであるという点を再確認しなければならない。戦後、ドイツを支配した占領国の眼中にあったのは生き延びたユダヤ人の処遇であり、第二の犠牲者であるシンティ・ロマの大量殺戮について真摯に取り組もうとする姿勢は見受けられなかった¹⁰⁸。先に言及したように、ホロコーストという概念は80年代に至るまでドイツにおいても、アメリカのホロコースト記念館などにおいてもヨーロッパ・ユダヤ人のみを対象としてきたのである¹⁰⁹。そうした背景には、彼らが現在にいたるまでドイツにおけるナショナル・マイノリティとしての認知を得られずにいる弱い社会的立場が影響しているように思われる。ナチズム支配下におけ

るユダヤ人への迫害および絶滅政策に関する研究は、これまで多くの充実した資料が編纂されてきたことにより、人々の意識の中で犠牲者としての認知を揺るぎないものにしてきた。一方で、ユダヤ人と同等の理由で蛮行にさらされていたシンティ・ロマに関する研究への取り組みが軽んじられてきたことは否めない。研究の遅れがそのまま犠牲者としての認知の遅れに直結していたことは、戦争直後から、シンティ・ロマによる戦後補償申請が認められることが他の犠牲者よりも困難であった状況からも明らかである¹¹⁰。本分野に関する研究は、これまで「忘れられたホロコースト」と呼ばれてきた領域に属しており、これまで明らかにされた事象より、むしろ今後新たに発見される事実の方が多いように思われる。従来の何万点にも及ぶホロコーストの蔵書の中で、シンティ・ロマに関する詳細な記述が見受けられるのはおよそ数十冊程度に過ぎないと推測されており、そのわずかな文献についても学究的要素が強く、大衆に広めるべく編纂された資料とは言い難いものであった¹¹¹。研究がおざなりにされてきた結果、第二次世界大戦中におけるシンティ・ロマに対するホロコーストは、ヨーロッパの人々の意識や記憶の中で然るべき位置を確立することができず¹¹²、これまで概ね無視されてきたか、あるいはせいぜい文献の脚注に迂遠的に数行付け加えられるに過ぎなかったのである¹¹³。また、戦争末期には多くの資料が空襲によって失われ、残されていたものについても、当局の事務所を簡易避難所として利用していた人々が、それらを暖をとるために焼失してしまったことも、研究資料が乏しい一因になっていると考えられる¹¹⁴。近年ようやくユダヤ人以外の犠牲者についての言及がナチズムに関する事典で見受けられるようになったものの、迫害に関する記述は読み進んでいくうちにようやく見つけられる、といった程度であり彼らを主とした記述などはまず見あたらなかった¹¹⁵。加えて、テレビ放映されたドキュメントフィルムや、ホロコースト記念講演の場においても、シンティ・ロマが背負った過去は稀有な出来事として言及されるに留まり、ユダヤ人と同様に迫害され絶滅政策の対象となった事実に触れられることは殆どなかった¹¹⁶。つまり、シンティ・ロマはナチズム研究において姿なき犠牲者であり、非人称的な存在だったのである¹¹⁷。こうした認知の遅れに関する一連の要因についてまず第一に、彼らに対する蛮行が占領下ヨーロッパにおいてさまざまに異なった様相を呈し、その上記録の多くが欠落しているため犠牲者数の絶対的確定が不可能になっている問題を挙げることができる。加えて、アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所の研究員である Walclaw Dlugoborski はシンティ・ロマの犠牲者としての位置づけが曖昧なままとなっている理由について次のように分析している。

1.ユダヤ人やスラブ人のように、シンティ・ロマにはナチズムのテロ行為に関する研究を促進するような独立した国家を有していない。

2.「シンティ・ロマの迫害理由は、彼らが流浪民で社会への適応性が著しく欠けていたためである」という古くからの常套句がまかりとおり、ナチズムはシンティ・ロマをユダヤ人のように「人種的に価値が低い」という理由で迫害したのではなく、彼らが「ツィゴイナー」であり反社会集団であったゆえに迫害されたとまことしやかに語られていることが、ユダヤ人と同一理由による犠牲者であったという認知を遅らせている。

3.シンティ・ロマは広範囲な領土に分散して居住しており、個々の国家間における彼らの法的・社会的地位が異なっている。

しかしここ 10 年ほどの間に歴史家たちは従来の画一的な見解をあらため、それまで反セム主義と同一視されてきたナチスの人種主義に関する理解を劇的に深めることとなった¹¹⁸。こうしたナチズムに関する研究が新たな局面を迎えつつある状況について『ホロコースト大事典』では次のように説明している。

今や注目されているのは、ナチスが以下の人びとをどう扱ったのかという点である。つまり、いわゆる反社会分子と呼ばれた人びと、アラブ系ドイツ人〔中略〕精神障害者と身体障害者、シンティ・ロマ（ジプシー）、そしてソ連人戦争捕虜である。〔中略〕今や、さまざまな部門の専門的知識人による関与を責めるべきであるとする、それまでの認識をさらに拡大させるような、迫害過程の解釈が出されている。たとえば、人類学者、医師、経済学者、歴史家、法律家、そして精神科医などが、ナチスの政策を形成し、実行する際にかかわったということである¹¹⁹。

加えて、最近は新聞記事などにおいてもナチズムの犠牲者としてのシンティ・ロマに関する記述が見受けられるようになった。たとえば、2003 年 8 月 19 日付の "Badische Zeitung" では、ベルリンにおける連邦政府のホロコースト問題への取り組みについて次のような疑問を投げかけている。

2001 年にはユダヤ博物館が開館した。また、2005 年 5 月にはブランデンブルク門近くの 19,000 平方メートルという広大な面積にユダヤ人を対象とした慰霊碑の完成

が予定されている。慰霊碑の必要性については、10 年以上にわたる議論を経て、1999 年に議決されたものである。そして今年、戦後 60 年近くの年月を経て、既にユダヤ博物館があるこの都市での建立に、連邦政府は惜みない経済的援助を約束した。一方、支持者たちの努力によって、スィンティ・ロマの慰霊碑に代わるものとして、連邦政府は同じくブランデンブルク門そばに噴水を作る取り決めをした。短い話し合いであった。追悼の場を点在させることはナチズムの犠牲者全体を追憶したものではなく、むしろ記憶の一部を肥大化させ、犠牲者を悲しませる行為であるといえる¹²⁰。

ナチズムは、望ましくない集団を規制するために整備されてきた法的措置をそれまでの体制から引き継いだ。あわせて従来の言説を最大限に利用することによって、特定のマイノリティを偏見に基づき迫害し、ゲットーに追いやり、最終的に殺害するという道標を作り上げたのである。なかでも最終的に絶滅対象として指定されたのは、ユダヤ人と「ジプシー」だけであった¹²¹。第三帝国が有する最も顕著な歴史的特性は、皮膚の色と顔かたちを論ずる人種論と風俗、習慣や文化を論ずる民族論を混同すること¹²²により、他に類のない人種主義国家を実現しようとする試みにあった¹²³と言われている。ナチズムの人種主義への考え方もまた複雑な起源を有しており、しばしば伝統を誇る病理学や偏見を利用した。なかでもユダヤ人と「ジプシー」は、一九世紀の人種主義者の言説の中で犯罪者かつ異分子であったため、両者を排除してドイツ人種を浄化する必要性を唱えたのである¹²⁴。ナチズムの人種学者たちは、当初主要な人種を等級づけるにあたり、スィンティ・ロマを人間以下であるスラブ民族と、もはや人間とはみなしていなかったユダヤ人の中間に位置づけた¹²⁵。そして彼らの存在そのものが社会の弊害であるとして、自らの不法行為の正当性を訴えたのである。同時にまたナチズムは、マイノリティが政治的、社会的、民族的理由により生じていた社会との摩擦はマイノリティ側に非があるとする表現を好んで用いていることにより、大衆の敵意の煽動にも成功していた¹²⁶。なかでも各地に散在していたスィンティ・ロマはヨーロッパ全域において、さまざまな国家的判断の標的にされた。国によって迫害の程度も彼らが混血か純血か、遊動者か定住者か、クリスチャンかムスリムかによって扱いは異なっていたようであり、犠牲者の総計の厳密な計算を可能とする資料は残されていないものの¹²⁷、最終的にはおよそ 50 万人が犠牲になったと推測されている。従来の政権がマイノリティ問題を社会問題として認識していたのに対し、ナチズムは何よりも人種問題と捉えた。この人種という概念は、まさに伝統的偏見の対極に位置するものであった。個人の態度、宗教、あるいは政治的信念を、その善し悪しではなく人

種という属性に基づく判断を国家レベルで促進したのである。そしてシンティ・ロマを取り締まるために、対象となる人間を厳密に定義し、彼らをアーリア人と区別するための特別な判断基準を作成した¹²⁸。その際立った特徴は「ジプシー」を反社会的集団とみなしたことでなく、劣等民族と位置づけることによって絶滅されるべき対象にしたてあげたことにあった。すなわち、それまでの「ジプシー」政策が法体系として生命的危害を加えるものでなかったことに比べると本質的に異質であり、国家によるそれまでの「ジプシー」政策の単なる緊迫化あるいは強化の連続性としてとらえることは不可能なのである¹²⁹。

4. ホロコーストにおけるシンティ・ロマの位置づけ

ナチズム支配下におけるシンティ・ロマへの絶滅政策については、未だ統一の見解が見受けられず、研究者によって見解が分かれているのが現状である。歴史家の Michael Zimmermanns はシンティ・ロマへの民族殺戮に関する動機が意図主義者と構造主義者の間で新たな争点となっている領域に焦点を当て、両者の論拠について次のように分析している。

意図主義者は、シンティ・ロマの殺戮計画にはヒトラーの世界観が内在していたと主張している。一方、構造主義者は、ナチズム政権が党内で多党制を組んでおり、戦争の最中の勢力争いがシンティ・ロマへの迫害や絶滅政策の策定につながったと論じている。しかし前者についてはユダヤ人や「ツィゴイナー」、社会的弱者の人びとの死がそれを証明したと言い切ることはできず、後者についてもまた、殺戮の力学を把握することはできてもその原因究明は困難である。双方の説を補完する上で、疑似科学に依拠したナチズムの人種主義が、人びとの抑制心を失わせる原動力であったという認識が必要であるように思われる¹³⁰。

1980年代以降、第二次世界大戦中におけるシンティ・ロマの運命をめぐって、主に西側に居住するシンティ・ロマの人々によるアウシュヴィッツ強制収容所の訪問が、象徴的な意味づけを担うようになった。今日、アウシュヴィッツ強制収容所は追悼の地としてのみならず、人道に対する罪について考える大切な場所となっている。アウシュヴィッツ第二収容所であるビルケナウでは、最終的な絶滅計画が実行された8月2日とポーランドのお彼岸にあたる万聖説の11月1日に毎年ロマの人々が集い、祈りが捧げられると共に、ロマ民族の伝統である口頭継承によって親から子へ苦難の歴史が語られている¹³¹。

スィンティ・ロマはホロコーストにおける自らの位置を明確化するため、すでに確立されていたユダヤ人の強いアイデンティティと競わざるをえない状況に置かれてきた。また、ホロコーストにおけるスィンティ・ロマの位置づけに関する研究は、アカデミックというよりむしろ社会学に特化した視点で進められてきたため、その基軸となる分析は、はじまったばかりである¹³²。しかしこれまでの研究をふまえ、ナチズムによるスィンティ・ロマに対する迫害は「人種的理由」によるものであったという認識をさらに確固としたものにするため、単に「人種的理由」というよりも、より正確には「人種差別的理由」と言い直すべきだという見解も示されるなど¹³³、犠牲者としての認知を得るための成果も少しずつではあるが現れているように思われる。一方で、ユダヤ人以外の犠牲者に対する研究は、従来のホロコースト研究と一線を画すべきだとする研究者がいることも否めない事実である。本論考においては、なかでも、以前から一部の研究者たちによって主張されている「スィンティ・ロマに対するホロコーストは、ユダヤ人と似て非なる理由によるもの」という論点に焦点を当てて、きわめて概説的ではあるが、Yehuda Bauer による相対化否定の見解について検討していくこととしたい。

ナチズム国家においては、人種イデオロギーが公式の教養であり、国家政策であった。しかしこれまでの研究では、ナチズムの人種政策と社会政策の内部関連性を包括的に扱った文献は極めて限られていたため、ナチズムの社会政策そのものが、人種的基準によって社会を全面的に再構築するという目的を達成するためのものであったことがしばしば見落とされてきた¹³⁴のである。先に言及したとおり、ナチズムの迫害行為は、対象となった集団によってさまざまな相違があった。ホロコーストの唯一の犠牲者はユダヤ人だけだと主張する歴史家たちはまさに、そうした犠牲者間の差異を強調することに意義を見だしてきたといえるだろう。しかしナチズム研究の重心を、誰が一番の犠牲者であったかという問題に据えることなど本来あってはならないのである。

ホロコーストにおけるユダヤ人の唯一性を主張する歴史家たちは、ナチズムが最終解決の焦点をユダヤ人絶滅に定めていた言説に依拠することによって自らの見解を論じてきた。たとえば、Yehuda Bauer は 1992 年に「ジプシー」との相対化を否定する論拠について次のように言及している。

ナチズムの「ジプシー」に対する行動には絶滅に向けた一貫性ある政策というものが存在していなかった。「人種的理由」という概念もユダヤ人とは極めて異なる意味で用いられている。純粋なユダヤ人はナチズムにとって絶滅の標的であったが、混血のユダヤ人については、場合によっていくらか優遇措置がとられた。「ジ

プシー」に対するナチズムの措置は正反対である。混血「ジプシー」は危険で反社会的な要素を孕んでいるとみなされていたのに対し、純粋な「ジプシー」ならびに良質な混血「ジプシー」は 1938 年に発布されたアウシュヴィッツ令によって移送や断種を免れている。また地域社会に適応していたかどうかも重要な選別基準だった。つまり「ジプシー」はユダヤ人のように「ただ存在している」というだけで絶滅政策の選別対象となったとは言えないのである¹³⁵。

Yehuda Bauer はまた、2001 年に発表した著書『歴史の暗部¹³⁶』において、ホロコーストあるいはショアーの対象と呼べるのはユダヤ人だけであり、それ以外の犠牲者に対するナチズムの蛮行はジェノサイドと呼ぶのがふさわしいと改めて明言した。その理由について Yehuda Bauer は「ナチズムはすべてのユダヤ人を絶滅対象としたが、それ以外については、一部の人々が犠牲になったにすぎない¹³⁷」と説明している。それまでの著書において Yehuda Bauer は「ホロコーストという共通の出来事の中でも、シンティ・ロマに対する蛮行は別問題である¹³⁸」という見解を示していた。Yehuda Bauer はまた、そうした言説に依拠することにより「シンティ・ロマへの殺戮行為は人種的理由によるものではなく、彼らの反社会性に依拠していた」と主張し、ホロコースト研究会においても「彼らは災いの種であった」と発言していたようである¹³⁹。このほかにも Yehuda Bauer は「ユダヤ人は共産主義にとっても資本主義にとっても脅威的な経済力を有していた。しかしながら、第三帝国にとってシンティ・ロマは政治的にも経済的にも何の脅威でもなかったため、ナチズム支配下における両者の立場は本質的に異なるものであった¹⁴⁰」と言及している。この発言に対して Ian Hancock は「社会的脅威でなかった事実がまさにシンティ・ロマが人種的理由で迫害され、絶滅の対象となった裏付けである」と異議を唱えた¹⁴¹こともあわせて述べておきたい。しかし『歴史の暗部』においては、そのような強い批判姿勢は影をひそめ、シンティ・ロマに対するナチズムの蛮行も、ユダヤ人と同様に「人種的理由」であったことを認めている。けれども Yehuda Bauer の思想に根源的变化が生じたのではなく、むしろ差異化への意識を強めつつあることはその内容から明白であると言わざるをえない。たとえば、ナチズムがシンティ・ロマをスラブ人とユダヤ人の中間に位置づけていたことは先に言及したとおりである。けれども Yehuda Bauer は、ナチズムが標的としたスラブ人が主としてロシア人を指し、スロバキア、クロアチア、ブルガリアの人びとが対象となっていなかったことを根拠として、「全スラブ人を対象とした反スラブ政策など存在していなかった。ナチズムはスラブ人の何割かを劣等とみなしたにすぎない。したがってシンティ・ロマをスラブ人とユダヤ人の中間に位置づけたという分類には疑問の余地がある」という見解を示している。ナチズムによるシンテ

ィ・ロマへの政策についてもまた、「彼らの由来がインド北西部にあり、アーリア人であると言わざるをえない状況がその定義を複雑にしていた。その解決策として、ナチズムはシンティ・ロマを価値が低く卑しいアーリア人と位置づけたのである」と論じていた。Yehuda Bauer がナチズムのイデオロギーにおいて、ユダヤ人とシンティ・ロマに対する見解が似て非なるものであったと主張する背景には、ナチズムの人種主義が対象となる人びとの間でさまざまな相違があった事実を避けてとおることはできないであろう。また、Yehuda Bauer はナチズム政権における主軸がユダヤ人問題であったことを根拠として、シンティ・ロマに対する行為が副次的なものにすぎなかったという自説を次のように説明している。

ヒトラーがシンティ・ロマについて言及したのは、国防軍からの除隊などに関して2回ほどであり、それも会議の場ではなく、夕食時の会話のついでのようなものであった。私はここであらためて強調したい。ナチズム政権にとってシンティ・ロマの処遇はさほど重要ではなく、熱心に取り組まれた事柄ではなかった。ナチズムは明らかに彼らを文化の担い手というよりはむしろ第三帝国から排除しなければならない集団とみなしていた。すべてのユダヤ人を悪魔とみなして敵視の対象に祭り上げたのに比べ、第三帝国に居住するシンティ・ロマは単なるヨーロッパにおけるマイノリティグループのひとつにすぎない存在だったのである。そしてナチズムはシンティ・ロマの当時生じていた他の社会問題と同様、わずらわしい特異な事象という考えに与し、殺戮による解決を試みたにすぎない。〔中略〕またナチズムは、定住していたシンティ・ロマとそうでないものの処遇も明確に区別した。非定住者に対しては収容所行きを命じ、断種や殺戮の対象としたものの、2年以上同じ場所に居住し、社会に適応しているとみなされ、かつ犯罪歴がなかった人びとについてはそれまでどおりの生活を許可したのである。すなわち、ナチズムにはすべてのシンティ・ロマの殺戮を目指した政策などなかったといえるであろう。したがって、第三帝国はシンティ・ロマの絶滅政策をもくろんでいたとする一部の歴史家たちの主張は、誤りだと言わざるをえない¹⁴²。

ユダヤ人とその他の犠牲者の相対化に否定的見解を示す歴史家たちは、その他の犠牲者の位置づけがユダヤ人と同列化されていくことによって、その唯一性が揺らぐことを懸念していると推測される。Yehuda Bauer は『歴史の暗部』において「大量殺戮という蛮行によってもたらされる悲しみにヒエラルキーはない。また、犠牲となった人びとの数によって計り知るものでもない¹⁴³」と言及しているが、しかし同時に「シン

ティ・ロマに対する行為はジェノサイドであり決してショアーではない」と主張している。ナチズムの両者の殺戮意図には差異があったことを指摘することにより、従来の自説に揺らぎがないことを強調しているといえるだろう。

5. 結語

本論考はきわめて概説的ではあるが、日本において未だ名称すら浸透していないスィンティ・ロマのナチズムの犠牲者としての位置づけに関する考察を試みたものである。スィンティ・ロマに関する分析は、ナチズム研究においても比較的新しい分野に属しており、歴史家たちの間における見解の相違は、ある意味仕方のないように感じられる。しかし研究の遅延によって、犠牲者間にヒエラルキーがつくり出されたことは明らかであると言わざるをえない。

戦後ドイツにおける犠牲者への補償問題は、政治においてだけではなく、行政や司法にとってもまた新たな領域であった。当局は補償問題のガイドライン作成にあたり、犯罪性や反社会性によって拘留された人びともある程度は給付対象となるよう考慮したものの、スィンティ・ロマについては最初から補償の対象から外していた。彼らが排除された背景には、当局が迫害となった人びとのカテゴライズをきわめて狭い範囲で行ったこと、またスィンティ・ロマを収容所に送る手続きをした当局の担当者が、再び行政の仕事に復職していたことも関係していたように思われる。一方で、ナチズムのスィンティ・ロマに対する迫害行為に一貫性がなかったという内的矛盾が、犠牲者としての認知を困難にしている事実も見逃してはならないといえるだろう¹⁴⁴。

今後、筆者はスィンティ・ロマへのナチズムの政策が多岐に及んでいたことを視野に入れ、補償問題を中心とした犠牲者としての位置づけについてさらなる考察をすすめることにより、研究の意義を見出していきたいと考えている。

千葉美千子

北海道大学大学院 国際広報メディア研究科博士後期課程

[註]

¹ Robert Krämer, Rassische Untersuchung an den Zigeunerkolonien Lause und Altengraben bei Berleburg, in: Archiv für Rassen- und Gesellschafts Rassen- und Gesellschaftshygiene, 31. Band, Heft 1, München 1937/38, S.33, zit. nach Joachim S. Hohmann, Geschichte der Zigeunerverfolgung in Deutschland, Frankfurt a.M./New York 1981, S.133. おそらくヨーロッパ占領区域からアウシュヴィッツ強制収容所へ移送されたおよそ2万3,000人のスィンティ・ロマの人数を指した数字と考えられる。しかし実際にはナチズムの特別部隊によって、

拘留されることなく銃殺された人々も多く、その犠牲者の数はヨーロッパ全体でおよそ 50 万人というのが定説である。

² 1980 年 4 月、ナチズムによるシンティ・ロマへの迫害の公的認知と現代社会における差別を訴え、旧東ドイツ出身の 12 人のシンティがダッハウ収容所跡地においてハンガーストライキを敢行したため、国際的な注目を集めた。この出来事をきっかけとして公の場でナチズムの犠牲者としてのシンティ・ロマに対する論争の方向性に变化が生じたと言われている。"Sinti und Roma als Feindbilder" *Informarion zur politischen Bildung* Nr.271. 2001, 45.

³ たとえば小川悟は「ジプシー」という言葉は彼らの出自がエジプトにあるという誤解に端を発し、エジプト人に否定的な意味を与えたものであり、「ツィゴイナー」という名称はギリシア人(当時の小エジプト)が異教徒集団を表すときに用いた言葉「アトシガンニ(atsingani)」に由来しているが、いずれも外の人間から与えられた他称であると説明している。ドナルドケンリック/グラタン/バックソン『ナチス時代の「ジプシー」』小川悟監訳(明石書店 1984, p.42)。

⁴ Malte Dahrendorf, "Zur Darstellung von Minderheiten in der deutscher kinder - und Jugendliteratur" *Zigeunerbilder*, Wunderhorn, 2000. p.12.

⁵ Michael Burleigh, Wolfgang Wippermann 柴田敬二訳『人種主義国家ドイツ - 1933 ~ 45』(刀水書房 2001, p.95)。

⁶ 井上泰男『ふだん着のヨーロッパ史』(平凡社 1987, p.29)。

⁷ ドナルド・ケンリック/グラタン・バックソン 前掲, p.74.

⁸ Anja Lobenstein-Reichmann "Das Bild des "Zigeuners" in den Lexica der nationalsozialistischen Zeit" *Stichwort: Zigeuner* (Anita awosusi (Hrsg.) Verlag: Das Wunderhorn 1998), p.78.

⁹ 金子マ・ティン「偏見の原点としての無知 - 現代社会学科学生のアンケートから」『日本女子大学紀要 人間社会学部』1993 第 3 号 p.278.

¹⁰ 井上泰男 前掲, p.29-30. 下線部は筆者による。

¹¹ たとえば遠藤周作は、「ジプシー」の女性と結婚の約束を呪師の前で交わしながら、その後裏切った男性が、呪師の老婆の顔をした腫物に苦しめられる短編小説「ジプシーの呪」を 1970 年に発表している。遠藤周作『遠藤周作怪奇小説集』(講談社 1970, p.171-185)。

¹² 世界人権宣言と、人種差別撤廃条約などの国際人権文書に基づいて、あらゆる形態の人種差別の撤廃を追求し、各地のマイノリティと先住民族の権利の保護をめざす国連 NGO。

¹³ 岡正雄『世界百科事典 13』(平凡社、1957 p.318-319)。下線部は筆者による。一方で、1966 年に発行された『世界原色百科事典』(小学館 p.282)においては「ジプシー」について「支配的な産業から疎外され、迫害・差別を受けている黒色の毛髪と、おもにオリーブ色の皮膚をもつ一団の人々」と解説されており、「ジプシー」に関する言及は執筆者の主観が強く反映されていたものと思われる。

¹⁴ 木内信敬『世界大百科事典 12』(平凡社 1988, p.506)。このほかに『日本大百科全書 11』(木村秀雄小学館、1986, p.142)もまた、「昔からジプシーはしばしば追放や迫害の対象となってきた。代表的なのは 1933 年からのナチスによるジプシー絶滅政策である」と説明している。一方で、1992 年に発行された"The New Encyclopedic Britannica Volume 5"においては「ジプシーの放浪性は本質的なものであり、いかにジプシーが否定しよう揺るぎない事実である」、「ロマ語が口承言語である所以は、伝統というよりはむしろ、固有の文化を外部に知られまいとする怠惰な姿勢に依拠したものである」といった極めてステレオタイプの記述が見受けられることも述べておきたい。"The New Encyclopedic Britannica Volume 5" 1992, p.593.

¹⁵ 日本学術振興会 人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究事業。わが国における本格的なジェノサイド研究の基礎作業として、主に 20 世紀に生じた、集団の根絶を意図するさまざまなタイプのジェノサイドを取り上げ、その比較分析を通してジェノサイドの発生要因とメカニズムを究明しようとするものである。なお、石田勇治はナチズムのジェノサイドの定義について「たとえば、ナチ・ドイツのホロコーストの場合、ユダヤ人はユダヤ人という理由で根こそぎ殺されたように見えるが、実際はナチの恣意的な定義によって殺害されるべきユダヤ人が特定された。(「完全ユダヤ人」、「四分の一ユダヤ人」などの用語はそれを雄弁に物語っている。)またナチ体制下では、「反社会的分子」というカテゴリーがつくられ、そこに属すとされた人間集団が犠牲になった。つまり、ジェノサイドには行為に先だち行為者による対象集団の恣意的な定義が行われることがある」と分析している。(下線部は筆者による)。
http://www.cgs.c.u-tokyo.ac.jp/ws/sympo_031213_resume/sympo_031213_ishida.htm

http://www.cgs.c.u-tokyo.ac.jp/index_jp.htm

¹⁶ Anja Lobenstein-Reichmann 前掲、p.71.

¹⁷ たとえば、戦後ドイツの司法当局と警察当局は、ナチズムがシンティ・ロマを潜在的な犯罪者であるとみなして作成していた人種的特別登録システムを部分的に継承し、当局の人種主義的刊行物がドイツ・シンティ・ロマ中央委員会が差別を指摘するまで市場流通していた。反差別国際運動(IMADR)HP.

<http://www.imadr.org/japan/project/roma/ccgsr.imtro..html>

¹⁸ Anja Lobenstein-Reichmann 前掲、p.71.

¹⁹ 1997年にドイツ政府の協力を得てハイデルベルク開設された研究機関。戦後、収容所から生還した人々から得られた証言を元に当時の状況を分析したり、戦後補償に関する訴訟に取り組む一方で、文学や辞書におけるシンティ・ロマに関する記述が彼らのイメージにどのような影響を与えているかといった研究や、併設するエキシビションを利用した次世代教育にも力を入れている。(年間訪問者数は約15,000人)。筆者は2度訪問しているが、研究員のひとりである Anita Awosusi氏は「現在、シンティ・ロマの多くが東側に居住しているため、ドイツの若者に彼らが身近な歴史の犠牲者であることを説明することが年々困難になっている」と話していた。なおシンティ・ロマの生存者の第一目撃者録を集める共同の努力が払われるようになったのは1980年代以降のことであり、現在研究者たちはシンティ・ロマのホロコーストの生存者でなお存命の人を積極的に探している。『ホロコースト大事典』 p.336.

²⁰ 岡真理『思考のフロンティア 記憶/物語』(岩波書店 p.75、2000)

²¹ 細谷千博、入江昭、大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』(ミネルヴァ書房 p.197、2004)。

²² 細谷千博他共著 同上、p.226.

²³ グイド・クノッップ 高木玲・藤島淳一訳『ホロコースト全証言』(原書房 2004、p.355.5)。

²⁴ 細谷千博他共著 前掲、p.226、382.

²⁵ 細谷千博他共著 同上、p.405.

²⁶ 細谷千博他共著 同上、p.406.

²⁷ 細谷千博他共著 同上、p.11.

²⁸ ウォルター・ラカー編『ホロコースト大事典』井上茂子他訳(柏書房 p.xvii 2003)。

²⁹ 三島憲一『文化とレイシズム』(岩波書店、1996、p.86)。なお、ドイツにおける修正主義の位置づけについて、1992年4月27日付けの「ドイツ連邦議会議事録」は、「広義の修正主義とは、第二次世界大戦と第三帝国について、戦後間違った叙述がなされているとし、国家社会主義に有利に修正しようとする努力のことです。〔中略〕。狭義での修正主義とは、第二次大戦の過程で何百万というヨーロッパのユダヤ人が、ガス室においても殺害されたという証明済みの歴史的事実を否定することです」と記録している。梶村太郎、金子マ・ティン、石田勇治他共著『ジャーナリズムと歴史認識』(凱風社 1999、p.78)。修正主義者もまた、彼らの意図にそって、ユダヤ人以外の犠牲者に関する問題をことごとく無視している事実をあわせて述べておきたい。

³⁰ 細谷千博他共著 前掲、p.421.

³¹ 石田勇治『過去の克服』(白水社 2002、p.115)。歴史の相対化に関する問題について、ユルゲン・ハーバーマスもまた、「ホロコーストは、他の地域ではなくドイツ国内や占領下のヨーロッパで起きたのであるから、あたかも偶発的な事件のようにドイツ史から切り離すことはできない」と言及し、さらに重要なのは「今日、自らをドイツ人と呼ぶ人々は、この大量殺戮事件当時に生きていたかどうかには関係なく、ドイツ人としてのアイデンティティの中に、この忌まわしい記憶を取り込まなければならない」と主張している。細谷千博他共著 前掲、p.421.

³² 三島憲一 前掲、p.3

³³ 『ホロコースト大事典』 p.xix.

³⁴ ヴェルナー・ヘルクマン/ライナー・エルフ/アルヘルト・リヒトブラウ編 岡田浩平訳『「負の遺産」とのとりくみ』オーストリア・東西ドイツの戦後比較(三元社 1999 p.13)。

³⁵ ヴェルナー・ヘルクマン他編著 前掲、p.40.

³⁶ 三島憲一 前掲、p.105.

³⁷ ラルフ・ジョルダーノ『第二の罪 ドイツ人であることの重荷』永井清彦・片岡哲史・中島俊哉訳(白水社 1990、p.9)。

³⁸ Wolfgang Wipperman 増谷英樹他訳『ドイツ戦争責任論争』(未来社 1999、p.6)。

- ³⁹ ラルフ・ジョルダーノ 前掲、p.9.
- ⁴⁰ 金子マ・ティン 前掲、p.115.
- ⁴¹ ラルフ・ジョルダーノ 前掲、p.108.
- ⁴² 梶村太郎 前掲、p.294.
- ⁴³ 石田勇治 前掲、p.57.
- ⁴⁴ Annedret Ehmman,Hanns-Fred Rathenow. " Education about National Socialism and the Holocaust"
<http://learning.dada.at/res/pdf/ECDINFO3.PDF>
- ⁴⁵ 『ホロコースト大事典』 p.282.
- ⁴⁶ 『ホロコースト大事典』 p.xix.
- ⁴⁷ 石田勇治 前掲、p.145-149.
- ⁴⁸ 『ホロコースト大事典』 p.xix.
- ⁴⁹ ヴェルナー・ヘルクマン他編 岡田浩平訳 前掲、 p.133.
- ⁵⁰ 『ホロコースト大事典』 p.xvii - xviii.このほかにも『「負の遺産」とのとりくみ』においては、「重懲役刑務所や強制収容所での恐ろしい体験は夜になると悪夢となって我われを追いかけてくるものだったが、そうした体験を昼間は忘れようとし、他人に語ろうとはしなかった。またそんな体験を聴こうとする人もいなかった」ことが当時の大方の意見であったと言及されている。ヴェルナー・ヘルクマン他編著 前掲、p.133.
- ⁵¹ ヴェルナー・ヘルクマン他編著 前掲、p.133.
- ⁵² 梶村太郎他共著 前掲、p.300.
- ⁵³ 梶村太郎他共著 同上、p.299-300.
- ⁵⁴ 石田勇治 前掲、p.226.
- ⁵⁵ 梶村太郎他共著 前掲、p.300.
- ⁵⁶ 梶村太郎他共著 同上、p.301.
- ⁵⁷ 細谷千博他共著 前掲、 p.422.
- ⁵⁸ 『ホロコースト大事典』 p.336.(下線部は筆者による)。
- ⁵⁹ 石田勇治 前掲、p.291.
- ⁶⁰ Michael Burleigh,Wolfgang Wippermann 著 柴田敬二訳 前掲、p.219.
- ⁶¹ 三島憲一 前掲、p.99.アメリカの歴史学者であるボドナー (John Bodnar) は公共の記憶(パブリック・メモリー)について「公衆もしくは社会が、自分たちと過去と現在についての、そして意識はされないものの、未来についての、「理解」を深めていくに際し、それを促してくれるところの過去についての信念や観念の集合体である」と定義している。細谷千博他共著 前掲、 p.338.
- ⁶² ラルフ・ジョルダーノ 前掲、p.31.
- ⁶³ 三島憲一 前掲、p.107.
- ⁶⁴ 金子マ・ティン 『「ジブシー収容所」の記憶』(岩波書店 1998, p.208-210)。
- ⁶⁵ Rainer Hudemann "Sinti und Roma in der Deutschen Wiedergutmachung Fragen zu den Fernwirkungen der Verfolgung" *Sinti und Roma im KL Auschwitz-Birkenau 1943-44*(1998) 346-347.
- ⁶⁶ Rainer Hudemann 前掲、p.346.
- ⁶⁷ Michael Burleigh,Wolfgang Wippermann 柴田敬二訳 前掲、p.219.
- ⁶⁸ *Der Tagesspiegel* 1995,1,14, *Berliner Morgenpost* 2003,07.20.なお、参加企業の中に強制収容所内でユダヤ人の労働力搾取に加担していた会社があったことから、慰霊碑建立工事は一時中断された。2005年に完成するかどうかは未定となっている。
- ⁶⁹ 読売新聞衛星版(ヨーロッパ版)2000年6月23日付。
- ⁷⁰ Raiko DjuriC (Romani Union Berlin 委員長)・Jörg Becken・A.Bertolt Bengsch, *Ohne Heim - Ohne Grab Die Geschichte Sinti und Roma*(Aufbau Taschenbuch Verlag 2002.Is the Holocaust Unique?:Perspective on Comparative Genocide p.18.
- ⁷¹ 小川悟 『ジブシー - スィンティ・ロマの抑圧の軌跡 - 』(関西大学出版部 2001、p.iii)。
- ⁷² Jacob Grimm und Wilhelm Grimm *Deutsches Wörterbuch* Verlag von S.Hirzel,Leipzig,1956.()内は筆者による。
- ⁷³ "The New Encyclopedic Britannica Volume 10". 1992, p.162.

- ⁷⁴ Slawomir Kapralski "Identity Building and the Holocaust:Roma Political Nationalism"*Nationalities Papers* volume 25 Number 2 June 1997,p.270.この他にもたとえば、チェコでは「ロマ民族はアイデンティティを失いつつある社会集団である。彼らには文化と呼べるものはなく、言語は限りなくスラングに近い。ゆえに、彼らに民族として存在する権利など到底あるはずがない」と謳われていた。隣国ポーランドは微妙に異なった見解を示し、「1989年までロマ民族は「ジプシー」に起源を持つ人々である」とみなされていた。しかし「ジプシー」はエスニック・グループというよりはむしろ、民族学的カテゴリーに分類されるメルクマールとして位置づけられていたのである。
- ⁷⁵ アンガス・フレーザー 前掲、p.355.
- ⁷⁶ アウシュヴィッツ強制収容所のガイドである中谷剛氏より。
- ⁷⁷ アンガス・フレーザー 前掲、p.357.
- ⁷⁸ アウシュヴィッツ強制収容所のガイドである中谷剛氏より。なお、中谷氏はロマの人びとが起こした行動について「伝統を放棄して社会に溶け込もうとする彼らの努力に、私たちはどう答えられるのか」とコメントしていた。
- ⁷⁹ 『IMADR-JC 通信 No.122』2002-2003、12・1月。
- ⁸⁰ 橋本信子「憂慮されるマイノリティ排除」<http://www.eonet.ne.jp/~chekosan/roma.htm>
- ⁸¹ イザベル・フォンセーカ くぼたのぞみ訳 『立ったまま埋めてくれ』（青土社 1998,p.273）。
- ⁸² 『ホロコースト大事典』p.248.
- ⁸³ Raiko DjuriC 前掲、p.19.
- ⁸⁴ アンガス・フレーザー『ジプシー』（平凡社 2002 水谷驥訳 p.282）。
- ⁸⁵ アンガス・フレーザー 同上、p.310-311.
- ⁸⁶ Raiko DjuriC 前掲、p.18.
- ⁸⁷ 金子マ・ティン「ロマ民族のナチス被害に対する国家補償」p.20. なお、補足であるが彼らの名称は多岐に渡っているものの、その関連性についてはまだ解明されていない。Raiko DjuriC 前掲、p.18.
- ⁸⁸ 井上勉「ヨーロッパ・ロマの起源、種々のロマ・グループ、そして新たなアイデンティティ形成」『徳島文理大学 比較文化研究所年報』平成 16 年 3 月 第 20 号 p.1.
- ⁸⁹ 小川悟 前掲、p.9.
- ⁹⁰ Toby Sonneman "Shared Sorrows"University of Hefthfordshire Press 2003, p.178.
- ⁹¹ 小川悟 前掲、p.iv. 補足であるが、筆者は「シンティ」という表記が本来正当であると金子マ・ティンから指摘を受けたため、文中では「シンティ」を用いている。小川悟は著書において、「シンティ」と表現しているため、原文のまま引用している。
- ⁹² Toby Sonneman 前掲、p.179.
- ⁹³ アンガス・フレーザー 前掲、p.376.
- ⁹⁴ 『IMADR-JC 通信 No.122』2002-2003、12・1月。
- ⁹⁵ Toby Sonneman 前掲、p.178.()内は筆者による補足。
- ⁹⁶ 相澤好則 日本語監修『世界のジプシー』（恒文社 1993, p.258-259）。
- ⁹⁷ イザベル・フォンセーカ 前掲、p.102-103.
- ⁹⁸ 金子マ・ティン 前掲、p.151-152.
- ⁹⁹ Toby Sonneman 前掲、p.179.
- ¹⁰⁰ Toby Sonneman 同上、p.179.
- ¹⁰¹ たとえば、あるシンティは「ポーランドやルーマニア、ユーゴスラヴィア出身のロマと我々を比較しないでほしい。彼らの生き方は我々とは全く違う。彼らは働こうとしないし、子どもたちを学校に行かせようとしない」、「シンティはロマに偏見など抱いていない。しかしロマによって我々は汚名を着せられるばかりだ」といった発言をしている。Toby Sonneman 前掲、p.180.
- ¹⁰² Toby Sonneman 前掲、p.180.
- ¹⁰³ 金子マ・ティン 前掲、p.106-107.()内は筆者による。
- ¹⁰⁴ 井上勉 前掲、p.13.
- ¹⁰⁵ イザベル・フォンセーカ 前掲、p.318
- ¹⁰⁶ 「地球に好奇心「ロマ・さすらう魂～馬車で巡る 1000 キロの旅路」(2002.2.06 NHK BS)。本ドキュメンタリーはヨーロッパの中でもロマ民族の人口が多いといわれるルーマニアで、現代においても定住を拒

んで一族で移動生活を続ける、あるロマの一家を記録したものである。彼らはルーマニアのロマ民族の間で伝統的な、廃品を利用した鍋作りなどによって生計を立てているが、現実問題としてそうした商品を場当たりの訪問販売していく手法がルーマニアの人々の間で受け入れられているとは言い難く、むしろ彼らに注がれる眼差しは冷やかである。こうした背景には従来のロマ民族に対するステレオタイプの偏見とは別に、彼ら自身が自分たちの態度の尊大さに気づいていないという点に問題があるように思われる。

¹⁰⁷ 大澤真幸他共著『岩波講座 現代社会学 24』(岩波書店 1996 p.257-258)。

¹⁰⁸ Rainer Hudemann 前掲、p.348.

¹⁰⁹ Annegret Ehmman "Gedenkstätte Haus der Wannsee Konferenz, Berlin "Kinder und Jugendliche als Opfer des Holocaust. Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma 1995 p.7 補足であるが、ロマ学研究者である Ian Hancock (テキサス大学)は、論文"Response to the Porrajmos (The Romani Holocaust)"において、「ホロコースト記念館ではシンティ・ロマに関する資料が早くから存在していたにもかかわらず、過小評価され、十分に吟味されてこなかった。また、展示館の「その他の犠牲者」のコーナーにおける展示物も主としてバイオリン、女性のドレスといった象徴的なものであり、犠牲者の所持品や写真などはわずかである。そして何よりも問題なのは、「ジプシー」、「シンティ・ロマ」、「ツィゴイナー」という彼らに対して使われていた呼称の記載が欠けており、非人稱的存在となっていることである。」と問題提起している。

<http://radoc.net:8088/>

¹¹⁰ Michael Schenk *Rassismus gegen Sinti und Roma*, Peter Lang 1994 p.303, 329.これまでシンティ・ロマを原告とした訴訟におけるドイツ司法の結審は、その多くがシンティ・ロマに不利になるような判決であった。ほとんどの訴訟が最高裁まで争われている。ドイツ司法の厳しい態度は、彼らが占いや物乞い、許可を得ない行商や盗みといった違法行為によって生計を立てていたことと関係していたようである。たとえば 1966 年 2 月 9 日にドイツ連邦最高裁判所はある訴訟において、「ナチズムによるシンティ・ロマの強制移送は追放ではなく移住として解釈するべきである」とする判決を下した。補足であるが、シンティ・ロマによる補償申請がごとごとく却下された背景には、ドイツ司法がドイツ国籍を有しない人々に門戸を開けなかったこと、ナチズム支配下において彼らを収容所に送った行政担当者が再び補償申請の窓口で復職していたため受理される可能性が極めて低かったことが挙げられる。また、シンティ・ロマの識字率が低かったことにより、必要書類の記入が困難であったことも原因のひとつであると考えられる。Dokumentation-und Kulturzentrum Deutscher Sinti und Roma の研究員の一人である Andrea Pflock 氏へのインタビューより。(筆者は 2003 年 9 月に面談している)。

¹¹¹ Toby Sonneman 前掲、p.1.

¹¹² Prof .Dr.Walclaw Dlugoborski "Zur Einführung" *Sinti und Roma in Auschwitz –Birkenau 1943 –44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz –Birkenau 1998 p.16 - 17)。

¹¹³ Romani Rose "The Documentation and Cultural Centre of German Sinti and Roma". *Remembering for The future The Holocaust in an Age of Genocide Volume 3* Memory Palgrave 2001.p.664.

¹¹⁴ Guenter Lewy *Rückkehr unerwünscht. Die Verfolgung der Zigeuner im Dritten Reich*, Berlin 2001, p.302.

¹¹⁵ Anja Lobenstein-Reichmann "Das Bild des "Zigeuners" in den Lexika der nationalsozialistischen Zeit " *Stichwort:Zigeuner* 1998, 71.

¹¹⁶ Herbert Adler(アウシュヴィッツ収容所からの生還者) "Von der Schulbank nach Auschwitz" *Kinder und Jugendliche als Opfer des Holocaust* Dokumentationszentrum Deutscher Sinti und Roma in Zusammenarbeit Gedenkstätte Haus der Wannseekonferenz 1995, p.178.

¹¹⁷ Toby Sonneman 前掲、p.25.

¹¹⁸ 『ホロコースト大事典』 p.274.

¹¹⁹ 『ホロコースト大事典』 p.274 - 275.

¹²⁰ Andrea Hilgenstock *Badische Zeitung* 2003.8.19.

¹²¹ アンガス・フレーザー 前掲、p.332 - 333.

¹²² 梅棹忠夫(国立民族博物館顧問)『ひと・ピープル』(日経新聞 17 面 2004 年 10 月 18 日付)。

¹²³ 『ホロコースト大事典』 p.282.

¹²⁴ 『ホロコースト大事典』 p.275.

¹²⁵ David Crowe and John Kolsti with an Introduction By Ian Hancock "The Romani Porajmos" *The Gypsies of Eastern Europe* M.E.Sharp Henry R.Huttenbach."

- ¹²⁶ Malte Dahrendorf, "Zur Darstellung von Minderheiten in der deutscher kinder - und Jugendliteratur" *Zigeunerbilder*, Wunderhorn, 2000. p.12.
- ¹²⁷ 『ホロコースト大事典』 p.254.
- ¹²⁸ アンガス・フレーザー 前掲、p.333.
- ¹²⁹ 金子マ - ティン「継承するジプシーへの誤謬」『歴史学研究№75』（青木書店 2003. p.38 - 39）。
- ¹³⁰ Hans-Georg Stavginski *Das Holocaust-Denkmal* 2002,78.なお、帝国保健局の人種衛生・人口生物研究所が研究の主要な担い手であった。
- ¹³¹ アウシュヴィッツ強制収容所のガイドである中谷剛氏より。こうしたロマのくびと自身による追悼について、社会学者である Slawomir Kapralski (Central European University, Warsaw) は「ナチズムの生存者、その家族の本質的に異なるそれぞれの記憶を集合的記憶として融合し、ホロコーストという過去の表象を現在に蘇らせロマの歴史的伝統を形成する行為である」と言及している。"Identity Building and the Holocaust: Roma Political Nationalism" *Nationalities Papers Volume 25 Number 2* 1997 277. なお、アウシュヴィッツ強制収容所第 13 号棟は、約 5 年ほど前からロマ資料館として公開されている。ドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会、ドイツ政府、ポーランドのロマの団体など各機関の尽力によって開館にいたった。
- ¹³² Slawomir Kapralski 前掲、p.279.
- ¹³³ Annegret Ehmann 前掲、p.10.
- ¹³⁴ Michael Burleigh, Wolfgang Wippermann 柴田敬二訳 前掲、p.219.
- ¹³⁵ Guenter Lewy "Gypsies and Jews under the Nazis " *Holocaust and Genocide Studies* V13 N3. Winter 1999. 398.
- ¹³⁶ Yehuda Bauer "Die dunkle Seite der Geschichte" Verlag im Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main, 2001. 下線部は筆者による。
- ¹³⁷ Yehuda Bauer 同上、p.82.
- ¹³⁸ Yehuda Bauer 同上、p.15.
- ¹³⁹ Ian Hancock 前掲、p.14.
- ¹⁴⁰ Yehuda Bauer "The trauma of the Holocaust : Some historical perspectives" Keynote address, 26th annual Scholars' Conference on the Holocaust and the Churches, University of St. Thomas, 1996.
- ¹⁴¹ Ian Hancock 前掲、p.16.
- ¹⁴² Yehuda Bauer 前掲、p.89-90.
- ¹⁴³ Yehuda Bauer 同上、p.92.
- ¹⁴⁴ Rainer Hudemann 前掲、p.346-349.